

令和5年5月8日

保護者の皆様へ

貝塚市教育委員会
教育長 鈴木 司郎
貝塚市立第三中学校
校長 荒木 規夫

新型コロナウイルス感染症による出席停止報告書について

日頃は、本市の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されることを受け、今後の出席停止報告書の対応についてご連絡いたします。

インフルエンザと同様に、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、学校に電話連絡をしていただいたうえで、別紙「出席停止報告書」を保護者のみなさまにより記入いただき、出席停止期間後にご提出いただくことで医師による意見書に代えることといたします。

なお、登校園につきましては、以下の基準や、早見表をご参照の上、出席停止期間を厳守していただきますようお願いいたします。

◆新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

症状が出た日を「0日」とカウントし、翌日から5日間、かつ症状の軽快後1日間は出席停止となります。

新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表

少なくとも発症後5日を経過するまで出席停止となり、加えて軽快した日によって期間は延長されます。発症日(0日目)は病院に受診した日ではなく、発熱や咽頭痛、咳など普段と異なる症状が始まった日です。

	発症日 (発症日当日 0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	
出席停止期間	発症後1日目に軽快した場合	発症	軽快	軽快後1日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可	「軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可	
	発症後2日目に軽快した場合	発症	→	軽快	軽快後1日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可	
	発症後3日目に軽快した場合	発症	→	→	軽快	軽快後1日目	発症後5日目	登校可	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可	
発症後4日目に軽快した場合	発症	→	→	→	軽快	軽快後1日目	登校可		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
発症後5日目に軽快した場合	発症	→	→	→	→	軽快	軽快後1日目	登校可	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可	
無症状の場合	検体採取日	→	→	→	→	検体採取後5日目	登校可		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可	

※他の感染症（麻疹（はしか）、風疹（3日はしか）、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎、百日咳、プール熱など）については、これまで通り、登校園許可書（医師による意見書）等の提出をお願いいたします。

※学校園生活においては、感染症の拡大の防止が非常に大切ですので、今後ご理解ご協力をお願いいたします。出席停止日数等、ご不明な点があれば、学校園までご連絡ください。

TEL : 072-446-1151